

問合せの多い内容にお答えします。

産前産後休業中の保険料(掛金)、育児休業中の保険料(掛金)を申出により免除しています。それぞれの免除について、問合せの多い内容にお答えします。

Q1 産前産後休業保険料(掛金)免除申出書は、いつ提出すればいいですか?

A1 産前産後休業保険料(掛金)免除申出書を、出産後、産前産後休業終了日までに、所属所の事務担当者を通して経理担当へ(1回)提出してください。

Q2 産前産後休業保険料(掛金)免除申出書の添付書類は、何が必要ですか?

A2 ①妊娠出産休暇承認期間の分かる書類の写しと②出産予定日・出産日を確認できる書類の写しを提出してください。
 ※添付書類と申出書に記載されている期間が一致しているか、提出する前に必ず確認してください。

①休暇承認期間の分かる書類の写し(例)

休暇・職免等処理簿、出勤簿、欠員補充申請の書類、マスタークード(東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合)

※育児休業承認報告書では証明できません。

②出産予定日・出産日を確認できる書類の写し(例)

出産予定日 母子健康手帳、妊娠証明書、診断書

出産日 母子健康手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票(マイナンバーの記載がないもの)

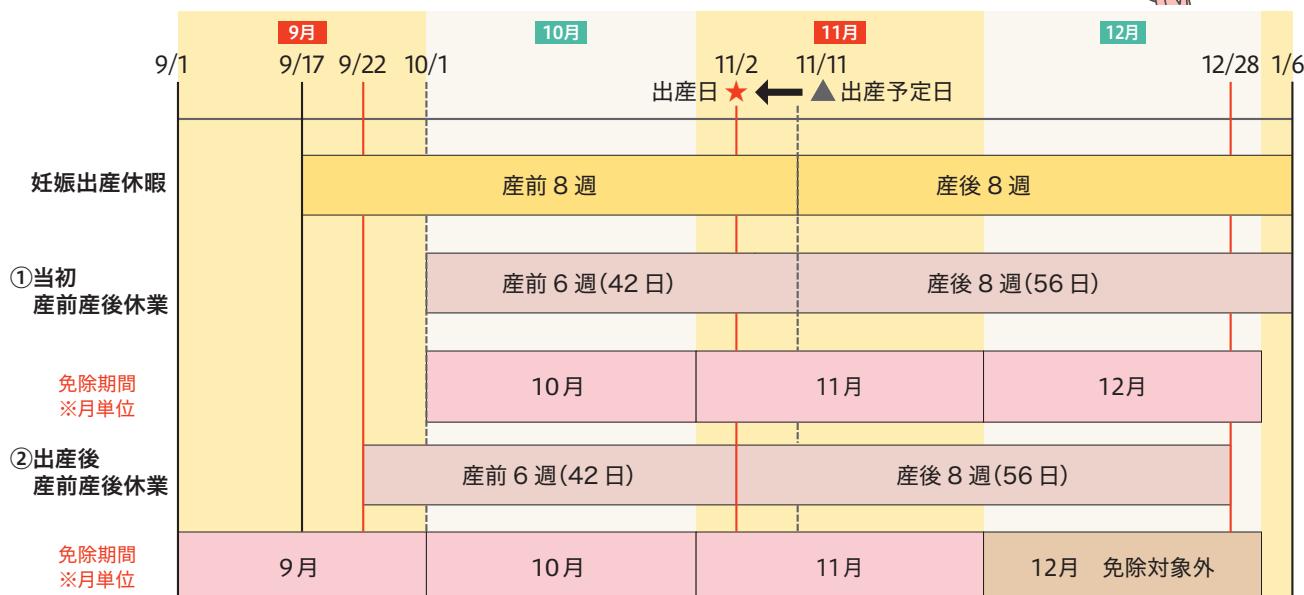
※出産予定日・出産日は、欠員補充申請の書類またはマスタークードに記載されている日では証明できません。

Q3 出産予定日と出産日が一致しない場合、保険料(掛金)免除期間は変わりますか?

A3 以下のように、出産予定日と出産日が一致しない場合は、保険料(掛金)免除期間が変わります。

例(単胎の場合)

①当初 出産予定日 11月11日	妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 産前産後休業期間 10月1日～1月6日 保険料(掛金)免除期間 10月～12月	→	②出産後 出産日 11月2日	妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 産前産後休業期間 9月22日～12月28日 保険料(掛金)免除期間 9月～11月
------------------------	--	---	----------------------	---



※1 産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間ににおいて妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服しない期間です。

※2 産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

※3 法令上の「産前産後休業」と東京都の規則等上の「妊娠出産休暇」は期間に差があるため、妊娠出産休暇期間中であっても保険料(掛金)免除期間には当たらないことがあります。

●公立学校共済組合東京支部のホームページに、保険料掛金免除期間一覧表を参考に掲載しています。

Q1 育児休業保険料（掛金）免除申出書は、いつ提出すればいいですか？

A1 育児休業保険料（掛金）免除申出書を、育児休業承認期間の開始日以降、所属所の事務担当者を通して経理担当へ提出してください。

Q2 育児休業期間の変更等で掛金免除期間の変更を申し出る場合、何が必要ですか？

A2 育児休業保険料（掛金）免除申出書と育児休業承認期間の分かる書類の写し（マスターカード等）を提出してください。

※添付書類と申出書に記載されている内容が一致しているか提出する前に必ず確認してください。

Q3 どのような場合に免除になりますか？

A3 ①育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月が免除となります。

②育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一の場合は、14日以上の育児休業等を取得した場合に当該月の掛金等が免除となります。

③期末手当等に係る掛金等については、期末手当支給日の属する月の末日が育児休業等期間中であり、1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除になります。

（例）

以下のように、12月3日から12月25日まで育児休業を取得した場合、12月例月分の保険料（掛金）が免除となります。期末手当等に係る保険料（掛金）は免除対象外です。

		12月			
		12/1	12/3	12/25	12/31
育児休業期間 承認期間			★ 育休開始日		
免除期間 ※月単位			育児休業		
免除期間 (12月末)			12月		
			12月末 免除対象外		

+α

育児休業から産前産後休業への切替えに伴い、育児休業期間が変更（短縮）になった場合は、「育児休業保険料（掛金）免除申出書」も必ず提出してください。

さらに詳しく知りたい方は、公立学校共済組合東京支部ホームページをご覧ください。

産前産後休業中の保険料（掛金）免除

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinnmenjyo/sankyu/index.html>



育児休業中の保険料（掛金）免除

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinnmenjyo/ikukyu/index.html>



問合せ先

福利厚生課経理担当

☎ 03-5320-6822